

○物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領

平成十九年五月二十九日

岡山県告示第三百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領を次のとおり定める。

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の五第一項の規定により、県が発注する物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等を定めるものとする。

(入札参加資格)

第二条 入札に参加することができる者(以下「入札参加資格者」という。)は、[次の表](#)の上欄に掲げる契約の予定金額に応じ、[第五条](#)の規定により当該下欄に掲げる格付区分を付された者とする。

契約の予定金額	格付区分
四百万円以上	A
八百万円未満	B
四百万円未満	C

- 2 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の格付区分を付された者を入札に参加させることができる。
- 3 前条及び前二項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約については、岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岡山県規則第六十四号)によるものとする。

(資格審査を受けられない者)

第三条 次に掲げる者は、入札に参加するための資格審査(以下「資格審査」という。)を受けることができない。ただし、第一号に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 一 政令第百六十七条の四第一項に規定する者
- 二 岡山県税、市町村税(岡山県内の市町村長が課したものに限る。)又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 三 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

四 岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に規定する者

五 前号に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

六 過去三年以内において、第四号又は前号に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

(平二三告示一二二・平二三告示三九一・平二八告示九・令三告示三五四・一部改正)

(入札参加資格の申請書類)

第四条 資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、出納局用度課へ提出するものとする。

一 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書(支配人を選任している場合に限る。)

二 岡山県県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。)の納税証明書(滞納がないことを証明しているものに限る。次号において同じ。)(県に納税の義務がある者に限る。)

三 岡山県内の市町村長が発行した市町村税(延滞金等を含む。以下同じ。)の納税証明書(岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。)。ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

四 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

五 申請時の直前一年間の決算を明らかにする書類(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調)

六 印鑑登録証明書

七 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿(支配人を選任している場合に限る。)

八 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

九 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

十 その他知事が必要と認める書類

2 前項各号の書類のうち官公署の証明に係るものについては、作成後三箇月以内のものに限る。

- 3 その営業年数が一年未満であること等により第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添付することができない場合にあっては、当該書類に代えて、直前三箇月以内における営業の事実を証する書類を添付するものとする。

(平二一告示四二三・平二三告示一二二・平二三告示三九一・平二四告示六七・平二五告示五一三・平二六告示二〇〇・平二八告示九・令元告示三一〇・令元告示五五三・令二告示五五五・令四告示二九四・一部改正)

(入札参加資格の格付け)

第五条 知事は、次に掲げる事項について審査し、別に定めるそれぞれの付与点数の総合点数に基づき、入札参加資格の格付区分を付するものとする。ただし、当該申請者の営業経歴、納入成績、信用度等を考慮し、必要と認めた場合には、この限りでない。

- 一 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
- 二 直前決算における自己資本額
- 三 直前決算における機械設備等の価額
- 四 直前決算における流動比率
- 五 申請時における従業員数
- 六 申請時までの営業年数
- 七 男女共同参画の推進状況
- 八 障害者雇用の状況
- 九 環境基準等の達成状況

(平二四告示六七・一部改正)

(入札参加資格の有効期間)

第六条 入札参加資格の有効期間は、申請書を提出した日以後における知事が別に定める期間とする。

(令元告示三一〇・一部改正)

(資格審査の結果の通知等)

第七条 知事は、資格審査の結果をその者に通知するものとする。

- 2 知事は、入札参加資格を取得した者に係る次に掲げる事項を一般の閲覧に供することができる。
- 一 県と取引を希望する物品の種別分類
 - 二 県と契約を締結する営業所等の商号又は名称、代表者の職及び氏名、所在地並びに連絡先
 - 三 格付区分
 - 四 入札参加資格の有効期間

(平二六告示二〇〇・一部改正)

(変更届)

第八条 入札参加資格者は、次に掲げる事項に該当することとなったときは、直ちに知事が別に定める変更届に変更の内容が確認できる書類を添えて出納局用度課へ提出しなければならない。

一 営業の休廃止又は変更

二 商号又は名称、代表者の職及び氏名、所在地、印鑑並びに連絡先の変更

三 県との契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任している場合における、当該営業所等の名称、当該営業所の長等の職及び氏名、所在地、印鑑並びに連絡先の変更

四 法人にあっては役員及び支配人の、個人にあっては支配人の選任及び解任

(平二三告示三九一・平二五告示五一三・一部改正)

(入札参加の停止)

第九条 知事は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められるときは、三年以内の期間を定めて、入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第四条第一項の規定による申請をすることを妨げない。

2 知事は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の執行、契約の履行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(平二一告示四二三・一部改正)

(入札参加資格の取消し)

第十条 知事は、入札参加資格者が第三条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき、又は申請書若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(平二三告示一二二・一部改正)

(入札参加の停止及び入札参加資格の取消しの通知)

第十一条 知事は、第九条第一項の規定により入札参加の停止を、又は前条の規定により入札参加資格の取消しをしたときは、その者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。

(入札参加資格の再審査)

第十二条 知事は、入札参加資格者については、必要に応じ入札参加資格の再審査を行うものとする。

(入札参加資格の審査の公示)

第十三条 入札参加資格の審査の公示は、次に掲げる事項を県公報に登載して行う。

一 審査事項

二 申請書の提出の期間、場所及び方法

三 申請書の交付の期間、場所及び方法

四 入札参加資格の有効期間

五 その他入札参加資格の審査に関し必要な事項

(平二六告示二〇〇・一部改正)

(その他)

第十四条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平二六告示二〇〇・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第五条第一号括弧書の規定は同年十一月一日から、同条第七号から第九号までの規定は平成二十年十一月一日から施行する。

(物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領の廃止)

- 2 物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領(昭和五十六年岡山県告示第三十九号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の際現に旧要領による入札参加資格を有している者は、この要領による入札参加資格を有しているものとみなす。
- 4 第四条及び第六条の規定にかかわらず、申請書は、平成十九年六月一日から同月末日までの間提出することができるものとし、当該申請書に係る入札参加資格の有効期間は名簿登載の日から平成二十年十月末日までとする。

(平成三十年七月豪雨に伴う入札参加資格の有効期間の特例)

- 5 知事は、第六条の規定により平成三十年十月三十一日を有効期間の末日とする入札参加資格を有する者のうち平成三十年七月豪雨により被災した者が別に定めるところにより当該有効期間の延長の申請を行った場合において、必要があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該者に係る入札参加資格の有効期間を同年十二月三十一日まで延長することができる。

(平三〇告示四三二・追加)

附 則(平成二一年告示第四二三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年告示第一二二号)

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年告示第三九一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年告示第六七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年告示第五一三号)

この告示は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附 則(平成二六年告示第二〇〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年告示第九号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年告示第四三二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年告示第三一〇号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年告示第五五三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年告示第五五五号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年告示第三五四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年告示第二九四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年告示第百五十一号)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。